書評

李宇衍著『ソウルの中心で真実を叫ぶ』

勝岡　寛次（明星大学戦後教育史研究センター）

本書は、韓国と日本でベストセラーになった『反日種族主義』の共著者である李宇衍（イ・ウヨン）氏（落星台経済研究所研究委員）の、日本語による初めての単著である。

全体は二部構成になっており、第一部「ソウルの中心で真実を叫ぶ」は研究史を中心とした著者の自伝と言っていい。第二部「「徴用工」をめぐる研究」は、著者の学術論文集である。第一部の自伝は、「行動する研究者」としての著者の面目が躍如としており、興味深く読ませていただいたが、ここでは評者の関心に従って、第一部の中でも著者の学問的業績に関する部分と、第二部の３篇の論考を中心に考察したい。

著者の研究領域は、三つの分野にまたがっているという。

第一は、韓国の環境史の研究である。この分野で著者は博士論文を執筆し、それを元に2010年には『韓国の山林所有制度と政策の歴史1600-1987』を刊行した。本書について、次のような興味深い指摘をしているのが、まず目を引く。

《この著書では、日本の林野所有権も扱っている。徳川時代に「入会（いりあい）」という独特の共有財産制度が発展し、それによって日本は環境危機を免れ、前近代社会で林業の近代化…を遂げたという事実を指摘しつつ、韓国の歴史と比較している。本書のこのような主張は、日本の侵略によって韓国が滅びたという通説を否定し、朝鮮が制度的革新に失敗して自ら崩壊したという内容であったために、学界の注目を浴びた。》（26頁）

第二は賃金の研究で、これまでに日本統治時代における朝鮮人と日本人の賃金、日本統治時代の台湾における台湾人と日本人の賃金、二十世紀前半の満州における日本人と中国人の賃金に関する論文を発表してきたという。著者は、日本統治時代の賃金の専門家なのである。

そして第三が、朝鮮人戦時労働者の賃金と生活に関する研究である。これは、第二の研究領域から必然的に導き出されたもの、と言える。

朝鮮人戦時労働者をめぐる著者の学術論文は、少なくとも５篇あるようである。以下、各篇のタイトルを発表順に記す[1]（ゴチックは本書所収論文。Ａ～Ｅ論文、ａ～ｃ論考は、評者が便宜上付したもの）。

- **「戦時期日本の朝鮮人労務動員と炭鉱の労働環境」（本書第二部第三章、Ａ論文）**
- **「戦時期（1937-45）日本に労務動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差」（本書第二部第一章、Ｂ論文）**
- 「一九四四年五月、江迎炭鉱に動員された朝鮮人労働者の労働と賃金」（Ｃ論文）
- **「一九四四年、日本の江迎炭鉱における朝鮮人坑内夫と工作係の労働と賃金」（本書第二部第二章、Ｄ論文）**
- 炭鉱および鉱山に動員された朝鮮人の日常生活に関する内容（Ｅ論文）

以上の内、Ｂ論文（2016）は日本語と英語に既に翻訳されており[2]、評者も以前紹介し

たことがある[3]。また、『反日種族主義』(2019) に収められた氏の三つの論考 (「「強制動員」の神話」(ａ論考)・「果たして「強制労働」「奴隷労働」だったのか」(ｂ論考)・「朝鮮人の賃金差別の虚構性」(ｃ論考)) は本誌前号で紹介したが[4]、Ａ～Ｅ論文との執筆時期の前後関係は、必ずしも明らかではない。Ｄ論文はｃ論考 (2019) の後に書かれていることから[5]、恐らくＡ→Ｂ→Ｃ→ａｂｃ→Ｄ→Ｅの順序ではないかと推測するが、いずれにせよ、ここ5年ほどの間に執筆された論文・論考、と言って大過ないであろう。

以上のことから、本書に掲載された氏の３篇の論文 (Ａ・Ｂ・Ｄ) の内、Ａ論文とＤ論文が日本語で初めて紹介されたものであることが判る。また、内容的にはＡ論文が朝鮮人戦時労働者に関する概論、Ｂ論文がその中でも賃金と民族間格差の問題に特化した各論、Ｄ論文は特に江迎(えむかえ)炭鉱における労働実態と賃金を扱った各論だということが判る。従って、本書第二部の掲載順序 (Ｂ→Ｄ→Ａ) とは異なるが、論文発表の時系列に従い、ここではＡ論文 (第三章)・Ｂ論文 (第一章)・Ｄ論文 (第二章) の順に紹介する。

その前に、一点指摘しておきたいことは、Ｃ論文以下に共通して言えることだが、本書は学術書ではなく一般書という性質もあってか[6]、各論文の初出時の発表誌と発行年月の記載を欠いている[7]。これは瑕疵というべきだが、早くからこの点が評者には気になり、著者と親しい西岡力氏を通じて著者本人にも照会したところ、韓国でも未発表論文だそうで、Ｄ論文については本書に掲載された日本語訳の論文が初出の由である[8]。

しかし、たとえそうであるにせよ、そのことは著者か訳者が、本書のどこかで断っておくべき事柄だったと思う。各論文をめぐる書誌事項は甚だ錯綜しており、それを整理して紹介するだけでも、以上の通り一々骨が折れる。各論文とも緻密な学術論文の体裁を取っているだけに、その点は惜しまれる。

「戦時期日本の朝鮮人労務動員と炭鉱の労働環境」(本書第二部第三章、Ａ論文)

本論文は、朝鮮人戦時労働者の三つの動員方式 (募集・官斡旋・徴用) と動員の強制性の問題、朝鮮人炭鉱夫の労働環境の問題を扱った、総論的なものである。

この三つの動員方式は、かなりよく知られてはいるものの、その手続きの詳細まで踏み込んで検討した研究は余りなく、左派の研究者の多くは募集や官斡旋まで含めて「強制性」を主張しているのが現実である[9]。

本論文は三つの動員方式の違いを、「募集動員の経路」「官斡旋動員の経路」「徴用動員の経路」として各々詳細に図示している点が参考になるが、募集と官斡旋における強制性の有無については、明快な説明を欠く憾みがある。この点については、第二部に収められた本稿よりも、第一部の次の指摘の方がはるかに説得力がある。

《「募集」と「官斡旋」〔「菅斡旋」は誤記〕による朝鮮人の移動は、本質的に本人の自発的意思によって行われた。日本の企業や官憲には、日本行きを拒否する朝鮮人に対してこれを強制できる法律的な手段がなかった。(中略)

戦時労務動員と関係なく、一九三九年〔「一〇三九年」は誤記〕から一九四五年までに約一七〇万人の朝鮮人が、日本の高賃金を求めて渡航した。合法的な渡航が不可能な場合、朝鮮人は大金を払って大きな船を利用して、命懸けで密航を試みた。このような状況下で朝鮮人を「強制連行」して日本に連れて行く理由はなかった。また、そのような試みがあったなら朝鮮人は強く抵抗したであろう。「強制連行」や「奴隷狩り」による労務動員は

あり得ないことであり、実際に存在しなかった。》(75-76頁)

論文の方は、これに比べると論旨が不明瞭である。しかし、当該論文においても民族差別の問題に関する著者の反論は明晰で、理にかなっている。朝鮮人炭鉱夫が、より安全な坑外夫でなく、危険を伴う坑内夫に集中したのは、《採炭など坑内労働が本来「重筋労働」であり、動員当時から「身体強健」な者を選抜したからである。》(225頁)、《先行研究の多くでは、朝鮮人が主に坑内夫として働いていたことに関して、日本人が意図的に朝鮮人を危険で劣悪な作業環境に追いやったと主張している》が、《日本本土の炭鉱の労働需要と朝鮮の労働供給がかみ合ったのであり、人為的ではなく自然な結果である》(230-231頁)と指摘しているのは、肯綮に当っている。それを「民族差別」だと主張する多くの先行研究は、訂正を迫られていると言えるだろう。

また、朝鮮人は殆どが農民出身で、経験が乏しかったことから、日本人と朝鮮人がチームを組んで採炭に当っており、《経験が多く熟練した日本人の先山(さきやま)〔直接石炭の採掘に従事する労働者〕が先駆けて採掘に当たり、経験が少なく熟練していない朝鮮人の後山(あとやま)〔採掘した石炭の運搬に従事する労働者〕がそのあとを追って積み込み運搬するという分業形態であった》(231頁)、《朝鮮人は大部分が日本人と一緒に作業していたので、朝鮮人だけを意図的に危険な場所に配置したという主張は、当時の炭鉱労働の実情にかなっていない》(233頁)とも指摘しているが、これもその通りである。

「戦時期(1937-45)日本に労務動員された朝鮮人鉱夫(石炭、金属)の賃金と民族間の格差」(本書第二部第一章、B論文)

本論文は、「強制連行・強制労働」の立場に立つ多くの先行研究が無視してきた、朝鮮人戦時労働者の賃金と民族間格差の問題に焦点を当てたものである。

「強制労働」の立場に立つ研究者の多くは、朝鮮人戦時労働の本質を「奴隷労働」と見做しており、朝鮮人戦時労働者に満足な賃金は支払われていなかったと考えている[10]。しかし、賃金はきちんと支払われていたし、彼らも給料日を一番楽しみにしていたことを、李氏は根拠を提示した上で指摘している[11]。

だが、本稿における李氏の最大の功績は、これまで左派の研究者が拠り所としてきた朴慶植の恣意的なミスリードのからくりを暴いた点に求められよう。例えば、朴は「半島労務者勤労状況に関する調査報告」(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第一巻、1981、90頁)にあるD炭鉱の民族別賃金分布から、日本人の場合50円以上が82.3%を占めるのに、朝鮮人の場合は50円未満が75.0%を占めている事実から、そこには「民族的差別」があったという結論を導き出しているが[12]、日本人と朝鮮人の勤続年数の違いを故意に無視している点を、著者は指摘している。

《朝鮮人の勤続年数は二年未満が八九・三%であり、二年以上は一〇・七%に過ぎなかった。日本人は二年未満が四二・八%、二年以上は五七・二%に達する。…朝鮮人が五〇円未満の低い賃金区間に密集し、日本が五〇円以上の相対的に高い区間に集中しているのは「勤続期間」に基づく作業能率の差異を反映しているのである。》(123頁)

朝鮮人よりも日本人の方が賃金が高かったのは、勤続年数から来る作業効率の差が賃金に表れた結果に過ぎない。《朴慶植は自身が収集・整理し、以後編纂した資料集に採録した重要な資料を、その全体を概観せずに、一部分のみを抜き出し、予断を入れ込み、

早まった結論を出したのである。朴慶植の間違いはこの五〇余年間にわたって一度も批判的に検討されずに、朴慶植の見解は今日まで生き延び繰り返されてきた》（125-126頁）と、著者は朴の見解が資料のつまみ食いからくる誤りであることを指摘し、その誤りを無批判に踏襲した後継研究者の態度をも、痛烈に批判している[13]。

「一九四四年、日本の江迎炭鉱における朝鮮人坑内夫と工作係の労働と賃金」（本書第二部第二章、D論文）

最後に、所収論文の中では一番新しい、著者の未発表論文を紹介する。

本稿は、前稿（B論文）を新出史料（江迎炭鉱の二種類の賃金台帳）で検証した各論であり、c論考もそうだが、前稿の結論を異なるデータで補強するもの、と言えるだろう。例えば、朝鮮人と日本人の勤続年数の分布がその一つである。

江迎炭鉱で朝鮮人が従事した、坑内夫と工作係という二種類の職種の、それぞれの賃金台帳を分析した著者は、次のように言う。坑内夫については、《朝鮮人は七八パーセントが二年以内に集中している。日本人の該当数値〔勤続年数二年以内〕はわずか二七・〇パーセントである。》（171頁）。また、工作係についても、《朝鮮人四〇人のうち、勤続期間が二年を超える人は七人と、一七・五パーセントにすぎない。日本人は五七人と、なんと七〇・四パーセントが二年以上である。》（188頁）

従って、ここでも朝鮮人と日本人の勤続年数の差は顕著であり、それが賃金面の格差となって現れるのは民族的差別のためではない、ということが解る。

また、本稿では朝鮮人が「奴隷労働」を強いられていたわけではない証拠として、朝鮮人の中には寮でなく、社宅や一般住宅に居住する者もいたという事実を指摘していることも注目される。これは坑内夫の例だが、《〔378人中〕計四一人、一〇・八パーセントの朝鮮人が単身で社宅や一般住宅に居住するという点は特記に値する。これは戦時朝鮮人労務者たちが「監禁生活」、ひいてはユダヤ人収容所のような所で生活していたという通説と相反する》（178-179頁）、と指摘している。

ただ、労働経済学の素養を持ち合せていない評者としては、専門的手法をふんだんに取り入れた本稿は手に余るものであった、ということも正直に告白しなければならない。「ブラインダー・ワハカ分解法」を用いた分析と、英語の数式と数字の並んだ表が随所に見えるが、評者の能力を超えたこれらの分析については、論評を差し控えたい。本稿は前記した通り、『反日種族主義』所収の「朝鮮人の賃金差別の虚構性」（c論考）を内容的に敷衍するものだが、理解するには専門的素養を必要とし、一般人が通読するには適さないと思う。

評者としては、本書の第二部に掲げられた著者の未邦訳論文に期待したのだが、読了した結果から言えば、やはり本書の真骨頂は、挺対協の「水曜デモ」に只一人、果敢に抗議してきた「行動する研究者」としての、著者の行実にこそあるように思われた。

著者の今後の研究の進展に、期待したい。

（扶桑社、2020年刊）

註

1　本書第一部、28 ～ 30頁。但し、A論文（2015）とB論文（2016）を除く３つの論文については、韓国語による初出誌及び発表年月は明らかにされていない。（註７を参照されたし）

2　李宇衍「戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差」、『エネルギー史研究』32、2017。

3　拙稿「朝鮮人戦時労働者について―韓国大法院判決の原告を中心に」、『歴史認識問題研究』第4号、2019年3月、43-44頁。

4　拙稿「「朝鮮人強制連行」説に対する、韓国人研究者からの初の反論」、『歴史認識問題研究』第６号、2020年３月、35-39頁。

5　D論文の参考文献として、B論文（2016）とc論考（2019）が挙がっている。本書第二部、202頁。

6　発行所は扶桑社、発行年月日は2020年４月30日、訳者は金光英実氏とある。

7　A論文・B論文についても、初出誌の書誌事項については極めて判りにくい。

A論文については、B論文末尾の「参考文献」に、原文タイトル（ハングル）と共に掲げられており、「二〇一五…落星台経済研究所　ワーキングペーパー　WP2015-10」との記述があることから、恐らくこれは氏の属する落星台経済研究所のために書いた論文（公刊前のワーキングペーパー）で、2015年10月執筆だということが判る（本書第二部、155-156頁）。

B論文については、D論文末尾の「参考文献」に発表雑誌と刊行年が掲げられているが、ハングル表記は欠如している（本書第二部、202頁）。

8　本年5月15日付メールで西岡氏に照会したところ、西岡氏からは6月4日付で次のような回答を得た。「『ソウルの中心で真実を叫ぶ』第2部の2章と３章〔D論文とA論文、引用者〕は、まだ韓国で未発表だそうです。学術誌に投稿したが論文審査で問題が生まれた、と〔ご本人は〕言っています。」註7に記した通り、A論文は「ワーキング・ペーパー」としてしか示されていない。「学術誌に投稿したが論文審査で問題が生まれた」というのは、A論文のことであろう。

9　代表的なものとして、守屋敬彦「朝鮮人強制連行方法とその強制性」、『戦争責任研究』第51号、2006春季号。ここで守屋は、朝鮮人の自発性を一切無視する議論を展開している。即ち、募集期においても《実務ハ…朝鮮官憲ニヨッテ各道各郡各面ニ於テ強制供出スル手筈ニナッテ居ル…之ヲ募集従事者ガ銓衡スル》という史料に依拠して、《応募者の雇用されるべき企業は国家が決定し、いったん企業と契約すると、監視下に集団で日本へ渡航させられ、就業後の自由はほとんどない。募集方式期朝鮮人日本動員は、強制連行、強制労働〔以外〕の何ものでもない。》といった議論を展開し（13-15頁）、官斡旋期になると《企業動員が、これ〔軍動員〕とかち合うと暴力的狩り出しとなった。…事実上徴用と何ら変わらなくなっていった》などと述べている（17頁）。

10　代表的なものとして、西成田豊の「賃金が支払われなかったことも、けっして例外的ではなかった」との指摘（『在日朝鮮人の「世界」と「帝国国家」』東京大学出版会、1997、277頁）。

11　本書第二部、118頁。

12　朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965、84頁。

13　同様の指摘は、『反日種族主義』に収められた「朝鮮人の賃金差別の虚構性」（c論文）でも繰り返されている（『反日種族主義―日韓危機の根源』文藝春秋、2019、87-89頁）。